

中小規模事業所向け省エネ型換気・空調設備導入支援事業助成金交付要綱

(制定) 令和3年6月10日付3都環公地温第543号

(改定) 令和3年7月5日付3都環公地温第724号

(目的)

第1条 この要綱は、中小規模事業所向け省エネ型換気・空調設備導入支援事業実施要綱（令和3年4月2日付2環地地第520号。以下「実施要綱」という。）第5-3の規定に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の委託を受け事務を執行する中小規模事業所向け省エネ型換気・空調設備導入支援事業（以下「本事業」という。）における助成金（以下「本助成金」という。）の交付に関する必要な手続等を定め、事業の適切かつ確実な執行を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、実施要綱第3に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 一 地球温暖化対策報告書 条例第8条の23第1項に規定する地球温暖化対策報告書
- 二 パフォーマンス契約 E S C O事業者が、顧客に対し省エネルギー効果を保証し、想定どおりの省エネルギー効果が得られず顧客が損失を被る場合にはE S C O事業者がその補填を行う契約
- 三 地球温暖化対策ビジネス事業者 東京都地球温暖化対策ビジネス事業者登録・紹介制度実施要綱（平成17年4月25日付17環都計第22号）第3条第1項の規定による登録を受けている者
- 四 クレジット算定ガイドライン 総量削減義務と排出量取引制度における都内中小クレジット算定ガイドライン（東京都環境局）
- 五 導入推奨機器指定要綱 都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱（東京都環境局）

(助成対象事業者)

第3条 本助成金の交付対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、次の全ての要件を満たすものとする。

- 一 次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 東京都内（以下「都内」という。）において中小規模事業所を所有し、又は使用するものであって、次のいずれかに該当するもの
 - (ア) 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）

第3条第1項に規定する中小企業団体又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協働組をいう。以下同じ。）であつて、次に掲げる要件に該当するものを除いたもの

- a 一の大企業（中小企業者及び中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合以外のものをいう。以下同じ。）又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を所有していること。
- b 複数の大企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を所有していること。
- c 一の大企業の役員又は職員が、当該中小企業者の役員の総数の2分の1以上を兼務していること。

(イ) 個人事業主

(ウ) 学校法人

(エ) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人

(オ) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人

(カ) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

(キ) (ア)から(カ)までに準ずる者として公社が適当と認めるもの

イ アに掲げる者（以下「特定中小企業者等」という。）と共同して次条に規定する助成対象事業を実施するリース等事業者又はESCO事業者のうち、次に掲げる要件に該当するもの

(ア) 助成事業（次条に規定する助成対象事業に要する経費に関し、第10条第3項の規定により本助成金の交付決定の通知を受けた当該助成対象事業をいう。以下同じ。）に係る工事に着手する日までに、当該助成事業に係る第12条第1項に定める事業期間の最終年度の末日までの間継続するリース契約、割賦販売契約又はパフォーマンス契約を、共同で助成事業を実施しようとする特定中小企業者等と締結していること。

(イ) ESCO事業者にあつては、地球温暖化対策ビジネス事業者であること。

二 本補助事業における助成対象設備の導入に係る経費について、国その他の団体（区市町村を除く。）から補助金等の交付を受けていないこと。

三 過去に税金の滞納がない者、刑事上の処分を受けていない者その他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者であること。

四 国又は地方公共団体の出資を受けていない者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成対象事業者としない。

一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」と

いう。) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

二 暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)

三 法人その他の団体の代表者役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

(助成対象事業)

第4条 本助成金の交付対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、次の要件を満たすものとする。

一 特定中小企業者等が、都内で所有し、又は使用する中小規模事業所において、次条第1号に定める設備の導入(新設、増設又は更新をいう。)又は同条第2号に定める設備の更新を行うこと。ただし、同条第1号イを導入する場合に当たっては、私立学校、工場、倉庫その他公社が認める施設のみを対象とする。

二 次条第2号に定める設備の更新に当たっては、次の要件を満たすこと。

ア 次条第1号に定める設備の導入と同時に更新し、その導入設備の換気範囲の室内に設置されるものとする。

イ 導入設備の更新前後の比較により、省エネ化が見込まれること。

三 1人当たり毎時30 m³以上の換気量を確保すること。ただし、新たに導入する設備の導入前より換気量が減少する計画は対象としない。

四 助成対象設備を導入する事業所について、第22条の規定による工事完了の届出に合わせて、条例第8条の23第1項又は第2項の規定により地球温暖化対策報告書(その提出期限が当該工事完了の届出をする日の属する年度の規則第5条の19第1項に規定する日であるものに限る。)を提出すること。ただし、当該工事完了の届出をする日の属する年度が当該事業所の事業を開始する日の属する年度と同一の場合には、当該年度のエネルギー使用量等を確認できる書類として、公社が認める書類を提出すること。

(助成対象設備)

第5条 本助成金の交付対象となる設備(以下「助成対象設備」という。)は、次の要件を満たすものとする。

一 換気設備

ア 高効率換気設備

(ア) 比消費電力が0.4 W / (m³ / h) 以下であること。

イ 熱交換型換気設備

(ア) JIS B 8628 に規定されるものであること。

(イ) 熱交換率が40%以上であること。

ウ 換気・空調一体型設備

(ア) 第2号の要件を満たすものであること。

二 高効率空調設備

ア 電気式パッケージ形空調機

次のいずれかの要件を満たすものとする。

(ア) 導入推奨機器指定要綱におけるエアコンディショナーの指定基準を満たすものであること。

(イ) クレジット算定ガイドラインにおける高効率パッケージ形空調機の認定基準を満たすものであること。

イ ガスヒートポンプ式空調機

次のいずれかの要件を満たすものとする。

(ア) 導入推奨機器指定要綱におけるガスヒートポンプ式冷暖房機の指定基準を満たすものであること。

(イ) クレジット算定ガイドラインにおける高効率パッケージ形空調機の認定基準を満たすものであること。

ウ 中央熱源式空調機

(ア) クレジット算定ガイドラインにおける高効率熱源機器、高効率冷却塔、高効率空調用ポンプの認定基準を満たすものであること。

エ ルームエアコン

(ア) 最新の省エネ基準に基づく統一省エネルギーラベル4つ星以上であること。

(助成対象経費)

第6条 本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業の実施に要する次に掲げる経費のうち、公社が必要かつ適切と認めたものとする。

- 一 設計費（助成対象設備の導入等に係る設計に必要な経費をいう。）
- 二 設備費（助成対象設備の導入等に係る購入、製造、据付等に必要な経費をいう。）
- 三 工事費（助成対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費をいう。）
- 四 処分費（既存設備を更新する場合の既存設備等の撤去・処分に必要な経費をいう。）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は助成対象としない。

- 一 過剰であるとみなされるもの、予備若しくは将来用のもの又は本事業以外においても使用することを目的としたものに要する経費
- 二 中古又は故障中の設備機器に係る経費
- 三 諸経費
- 四 消費税及び地方消費税
- 五 第10条第1項の規定により公社が交付決定を行った日以前に契約締結したものに係る経費

3 助成対象経費として申請のあった経費に助成対象事業者の自社製品の調達分又は助成

対象事業者に関係する者からの調達分が含まれる場合は、本助成金の交付の目的に鑑み、利益等を減じた経費を助成対象経費とするものとする。

(助成金の額)

第7条 本助成金の交付額は、助成対象経費の2分の1の額とする。ただし、上限額は1千万円とする。

2 前項の場合において、本助成金の交付額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第8条 本助成金の交付を受けようとする者は、公社が別に定める期間中に、助成金交付申請書（第1号様式）、助成事業実施計画書（第2号様式）及び別表第1に掲げる書類を公社に提出しなければならない。

2 特定中小企業者等と第3条第1項第1号イに掲げる者とが共同で助成対象事業を実施しようとする場合、交付申請は、助成対象事業を実施する者全員が共同で行わなければならない。

3 前項の規定は、第14条第1項、第17条第1項、第18条、第20条第2項、第21条第1項、第22条第1項及び第24条第1項の規定により申請書等を公社に提出する場合について準用する。

(交付申請の受付)

第9条 公社は、令和3年度の間、交付申請を公募により受け付けるものとする。

2 公社は、申請を先着順に受理するものとし、受理した申請に係る本助成金の交付申請額の合計が公社の予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって、申請の受理を停止する。

3 前項の規定にかかわらず、予算超過日に複数の申請があった場合は、公社は当該複数の申請について抽選を行い、受理した申請に係る本助成金の交付申請額の合計が公社の予算を超えない範囲で、受理するものを決定する。

(助成金の交付決定)

第10条 公社は、交付申請を受けた場合は、当該交付申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等に基づき、本助成金の総額の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行う。

2 公社は、前項の決定を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

3 公社は、交付申請をした助成対象事業者に対し、第1項の決定において、本助成金を交付とする場合にあっては助成金交付決定通知書（第3号様式）により、不交付とする場合

にあつては助成金不交付決定通知書(第4号様式)により、その旨を通知するものとする。

(交付の条件)

第11条 公社は、前条第1項の規定による本助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、同条第3項の規定による交付決定の通知を受けた助成対象事業者(以下「助成事業者」という。)に対し、交付の条件として、次に掲げる条件その他本助成金の適正な交付を行うため必要と認める条件を付すものとする。

一 助成事業を実施するための工事に着手する前までに、当該工事に係る契約を締結していること。

また、共同申請の場合は、リース等事業者とのリース契約若しくは割賦販売契約又はE S C O事業者とのパフォーマンス契約を締結していること。ただし、当該工事の着手前にこれらの契約を締結することが著しく困難な場合はこの限りではない。

二 前号に定める契約におけるリース料若しくは割賦販売価格又はサービス料について、第7条に定める本助成金の交付額に相当する金額が減額されていること。

三 助成対象経費に関して国その他の団体(区市町村を除く。)から重複して本助成金以外の助成金又は補助金を受給しないこと。

四 前条第3項の助成金交付決定通知書の受領後、都が本事業の実施状況に関する情報を公表することについて承諾すること。

五 第4条第4号に定める場合のほか、次条第1項に定める事業期間の最終年度まで地球温暖化対策報告書を都に毎年度継続して提出すること。

六 次条第1項に定める事業期間の最終年度まで継続して、助成事業所における二酸化炭素排出状況を把握し、二酸化炭素の排出量の総量削減に資する設備機器の運用管理等を実施するなど、二酸化炭素の排出量の総量削減に努めること。

七 次条第1項に定める事業期間の最終年度まで継続して、都及び公社が行う本事業の効果の分析等に必要な書類の提出及び現地調査等に応じること。

八 特定中小企業者等とE S C O事業者とが共同して助成事業を実施する場合にあつては、次条第1項に定める事業期間の最終年度まで継続して、パフォーマンス契約の履行を確認するための報告書等を公社に提出すること。

九 この要綱並びに交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業により取得し、整備し又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)を管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

十 公社が第15条第1項又は第25条第1項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、これに従うこと。

十一 公社が第26条第1項の規定により本助成金の全部又は一部の返還を請求した場合は、公社が指定する期日までに返還するとともに、第27条第2項の規定に基づき違約加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、

第28条第2項の規定に基づき延滞金を納付すること。

十二 前各号に掲げる事項のほか、助成事業の実施に当たりこの要綱又は実施要綱その他法令の規定を遵守すること。

(事業期間の協力義務)

第12条 本事業の助成事業ごとの事業期間は、第22条第1項の規定による工事完了の届出を行った日の属する年度の翌年度から起算して3箇年度目の末日までとする。

2 助成事業者は、前項の事業期間中、都及び公社が実施する本事業の効果分析等のためのデータ提供、セミナー等での事例発表、アンケート調査その他必要な事項に応じなければならない。

(契約等)

第13条 助成事業者は、助成事業の実施に当たり、売買、請負その他の契約を行う場合は、入札、複数者からの見積書の徴収又はその他の方法により、競争に付さなければならない。ただし、当該助成金の運用上、競争に付すことが著しく困難又は不適當である場合等、公社が認めた場合はこの限りでない。

2 助成事業者は、第10条第3項の助成金交付決定通知書を受領した日から速やかに助成事業の実施に必要な契約を締結し、助成事業に着手しなければならない。

(申請の撤回)

第14条 助成事業者は、第10条第1項の規定による交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があり、助成金の交付の申請を取り下げようとするときは、同条第3項の助成金交付決定通知書を受領した日から14日以内に助成金交付申請撤回届出書(第5号様式)を公社に提出しなければならない。

2 公社は、前項の助成金交付申請撤回届出書の提出があったときは、都に報告するものとする。

3 前2項の規定は、第10条第3項の助成金交付決定通知書を受領する前に交付申請を取り下げる場合について準用する。

(事情変更による決定の取消し等)

第15条 公社は、本助成金の交付の決定をした場合において、天災地変その他本助成金の交付の決定後に生じた事情の変更により本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合においては、本助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 公社は、前項の規定による取消し又は変更に当たっては、あらかじめ都の承認を受ける

ものとする。

(助成事業の承継)

第16条 助成事業者の地位の承継（相続、法人の合併、分割等又は契約による共同申請者への所有権移転に限る。）が行われた場合において、助成事業者の地位を承継した者（以下「承継者」という。）が当該助成事業を継続して実施しようとするときは、承継者は、助成事業承継承認申請書（第6号様式）を公社に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 公社は、前項の規定による申請を受けた場合は、承継者が当該助成事業を継続して実施することの承認又は不承認を行い、助成事業承継（承認・不承認）通知書（第7号様式）により、承継者へ通知する。
- 3 公社は、前項の規定による承認に当たり、必要に応じ条件を付することができるものとする。

(助成事業の計画変更に伴う申請)

第17条 助成事業者は、第8条第1項の規定により提出した助成事業実施計画書のとおり助成事業を遂行しなければならない。ただし、やむを得ない理由により次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ助成事業計画変更申請書（第8号様式）を公社に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 助成事業の内容を変更しようとするとき。
- 二 助成対象経費の内訳を変更しようとするとき。
- 2 公社は、前項の規定による申請を受け、その内容が妥当であると認める場合は、当該申請に係る変更を承認するものとする。ただし、交付決定額の増額は承認しないものとする。
- 3 公社は、前項の規定による承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
- 4 公社は、第2項の規定による承認をしたときは、その旨を当該助成事業者へ通知するものとする。
- 5 公社は、第2項の規定による承認に当たり、必要に応じ条件を付することができるものとする。

(事業者情報の変更に伴う届出)

第18条 助成事業者は、個人にあつては氏名、住所等を、法人にあつては名称、代表者の氏名、主たる事業所の所在地等を変更した場合は、速やかに事業者情報の変更届出書（第9号様式）を公社に提出しなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第19条 助成事業者は、第10条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、公社の承認を事前に得た場合はこの限りではない。

(事業遅延等の報告)

第20条 助成事業者は、第8条第1項の規定により提出した助成事業実施計画書又は第17条第1項ただし書の規定により提出し、同条第2項の規定により承認を受けた助成事業計画変更申請書の内容のとおりにより工事等を進捗させなければならない。

2 助成事業者は、やむを得ない理由により工事を予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに工事遅延等報告書(第10号様式)を公社に提出し、その指示を受けなければならない。

3 公社は、前項の工事遅延等報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、当該助成事業者に対し、助言その他必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(助成事業の廃止)

第21条 助成事業者は、やむを得ない理由により助成事業を廃止しようとするときは、速やかに助成事業廃止申請書(第11号様式)を公社に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公社は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、妥当であると認めるときは、当該申請に係る助成事業の廃止を承認するものとする。

3 公社は、前項の規定による承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

4 公社は、第2項の規定による承認をしたときは、その旨を当該助成事業者に通知するものとする。

5 公社は、第2項の規定による承認に当たり、必要に応じ条件を付することができるものとする。

(工事完了の届出)

第22条 助成事業者は、助成事業に係る工事が完了した場合、速やかに工事完了届(第12号様式)及び別表第2に掲げる書類を公社に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出は、助成事業に係る工事が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和4年11月30日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(助成金の額の確定)

第23条 公社は、前条第1項の規定による届出を受けた場合には、その内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該助成事業の内容が第10条第1項の規定による交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めるときは、交付す

べき本助成金の額を確定し、その旨を当該助成事業者に対し、助成金確定通知書（第 13 号様式）により通知するものとする。

- 2 前項の規定により確定する本助成金の額は、助成対象経費の実支出額に 2 分の 1 を乗じて得た額又は第 10 条第 3 項の助成金交付決定通知書に記載した交付決定額（第 17 条第 2 項の規定により交付決定額の変更が承認された場合にあっては、当該変更後の額）のいずれか低い額とする。この場合において、本助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（助成金の交付）

第 24 条 助成事業者は、前条第 1 項の規定により本助成金の額の確定通知を受け、本助成金の交付を受けようとするときは、速やかに助成金交付請求書（第 14 号様式）及び別表第 3 に掲げる書類を公社に提出しなければならない。

- 2 公社は、前項の助成金交付請求書の提出を受けた場合は、その内容を確認し、妥当であると認めるものについてのみ、本助成金を交付するものとする。
- 3 本助成金の交付の期限は令和 4 年度末日とする。

（交付決定の取消し）

第 25 条 公社は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 10 条第 1 項の規定による本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- 一 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
 - 二 第 10 条第 1 項の規定による本助成金の交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
 - 三 この要綱又は実施要綱の規定その他公社の定める事項を遵守しなかったとき。
 - 四 助成事業者（法人にあっては代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団員等又は暴力団に該当するに至ったとき。
 - 五 前号に掲げる場合のほか、暴力団排除に関する誓約書に規定する事項の一つでも該当するに至ったとき。
 - 六 第 10 条第 1 項の規定による交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は条例等に違反したとき。
 - 七 本事業に係る都又は公社の指示に従わないとき。
- 2 公社は、前項の規定による取消しをするに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
 - 3 第 1 項の規定は、第 23 条第 1 項に規定する本助成金の額の確定後においても適用するものとする。
 - 4 公社は、第 1 項の規定による取消しをした場合は、速やかに当該助成事業者はその旨を通知するものとする。

- 5 公社は、第1項の規定による取消しをした場合において、特に必要があると認めるときは、当該助成事業者の氏名又は名称及び取消しに係る事由の内容を公表することができるものとする。
- 6 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、第1項、第4項及び第5項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(本助成金の返還)

- 第26条 公社は、助成事業者に対し、第15条第1項又は前条第1項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該助成事業者に対し、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 2 助成事業者は、前項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該助成金を公社に返還しなければならない。
 - 3 前項の規定は、次条第1項の規定による違約加算金及び第28条第1項の規定による延滞金を請求した場合に準用する。
 - 4 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、第1項及び第2項の規定中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(違約加算金)

- 第27条 公社は、第25条第1項の規定による取消しを行った場合において、助成事業者に対し前条第1項の規定により返還請求を行ったときは、当該助成事業者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。
- 2 助成事業者は、前項の規定による違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
 - 3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(延滞金)

- 第28条 公社は、助成事業者に対し、第26条第1項の規定により本助成金の返還請求を行った場合であって、当該助成事業者が、公社が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該助成事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。
- 2 助成事業者は、前項の規定による延滞金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

- 3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(他の助成金等の一時停止等)

第29条 公社は、助成事業者に対し、本助成金の返還を請求し、助成事業者が当該本助成金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額を相殺するものとする。

- 2 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(財産の管理及び処分)

第30条 助成事業により取得し、整備し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）の所有権を持つ助成事業者は、取得財産等の管理及び処分（本助成金の交付の目的に反して使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。）に関して、次の事項を守らなければならない。

- 一 取得財産等については、減価償却資産の耐用年数等による省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数の期間（以下「法定耐用年数の期間」という。）において、その効率的な運用を図ることとし、処分してはならない。
- 二 法定耐用年数の期間内に、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上のものの処分をしようとする場合は、取得財産等処分承認申請書（第15号様式）により公社の承認を受けること。
- 2 公社は、前項第2号の承認をしようとする場合は、取得財産等の所有権を持つ助成事業者に対し、助成金等交付財産の財産処分承認基準（平成26年4月1日付26都環公総地第6号）第3-2に定める方法により算出した額（以下「算出金」という。）を請求するものとする。
- 3 公社は、第1項第2号の規定による承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
- 4 第2項の規定による算出金の請求を受けた助成事業者は、これを公社に返還しなければならない。
- 5 公社は、前項の規定により、助成事業者から算出金が納付され、第1項第2号の承認をしたときは速やかに取得財産等処分承認通知書（第16号様式）により、その旨を当該助成事業者に対し通知するものとする。
- 6 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、第2項、第4項及び第5項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(助成事業の経理)

第31条 助成事業者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。

2 助成事業者は、前項の書類を第22条第1項に規定する工事完了届を提出した日の属する公社の会計年度終了の日から5年間保存しておかななければならない。

(調査等)

第32条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、助成事業者に対し、助成事業に関し報告を求め、助成事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

2 助成事業者は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、第1項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(指導・助言)

第33条 公社は、本事業の適切な執行のため、助成事業者に対し必要な指導及び助言を行うことができる。

2 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(成果の公表)

第34条 公社は、助成事業における二酸化炭素の排出量の削減効果等に関して継続的な分析及び検証を行い、都に報告するものとする。

2 助成事業者は、都が前項に規定する報告に基づき行う事業者名、事業所名、事業所における削減効果その他本事業の実施に必要な事項の公表に協力し、かつ、都が当該公表を行うことを承諾しなければならない。

(個人情報等の取扱い)

第35条 公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者に係る個人情報及び企業活動上の情報（以下「個人情報等」という。）については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供することができる。

2 前項及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者に係る個人情報等について、本人の承諾なしに、第三者に提供しないものとする。

(その他必要な事項)

第36条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、公社が別に定める。

附 則 (令和3年6月10日付3都環公地温第543号)

- 1 この要綱は、令和3年6月21日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 第10条第1項の規定に基づく交付決定を行った日以前であって、令和3年4月1日以降に契約・発注し発生した経費であり、公社が必要かつ適切と認めた経費については、第6条第2項第5号の規定にかかわらず、助成対象とすることができる。この場合において、交付決定を行った日以前に、工事が完了している場合にあつては、助成事業に係る工事が完了した日は交付決定を行った日とする。

附 則 (令和3年7月5日付3都環公地温第724号)

- 1 この要綱は、令和3年7月12日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 第10条第1項の規定に基づく交付決定を行った日以前であって、令和3年4月1日以降に契約・発注し発生した経費であり、公社が必要かつ適切と認めた経費については、第6条第2項第5号の規定にかかわらず、助成対象とすることができる。この場合において、交付決定を行った日以前に、工事が完了している場合にあつては、助成事業に係る工事が完了した日は交付決定を行った日とする。

別表第1 (第8条関係)

1	商業・法人登記簿謄本 (写しでも可)
2	建物登記簿謄本 (写しでも可)
3	賃貸借契約書 (写し)
4	納税証明書 (事業税および住民税の直近1か年、写しでも可)
5	工事見積書 (3社以上) 又は、入札等の証憑 (写し)
6	パフォーマンス契約書案 (ESCO事業者と共同申請の場合)
7	サービス料金計算書案 (ESCO事業者と共同申請の場合)
8	リース (又は割賦販売) 契約書案 (リース事業者と共同申請の場合)
9	換気量・省エネ計算シート (公社指定様式)
10	その他公社が指示する書類

別表第 2 (第 21 条関係)

1	工事契約書等 (写し)
2	最終見積書 (写し)
3	工事しゅん工図
4	工事写真 (施工前、施工中、施工後)
5	機器一覧表
6	請求書 (工事契約等、写し)
7	支払いの証憑 (領収書等、写し)
8	地球温暖化対策報告書 (収受印が押印済みの写し)
9	その他公社が指示する書類

別表第 3 (第 24 条関係)

1	振込先口座が請求者の口座であることを確認できる資料 (通帳の写し等)
2	その他公社が指示する書類